

県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合 214,000円</p> <p>(ア)～(オ) [略]</p> <p>イ 入居者が<u>60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u> 214,000円</p> <p>ウ 同居者に<u>小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u> 214,000円</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合 214,000円</p> <p>(ア)～(オ) [略]</p> <p><u>(カ) 妊娠中の者</u></p> <p>イ 入居者<u>及び同居者のいずれもが60歳以上の者である場合</u> 214,000円</p> <p>ウ 同居者<u>又は入居者若しくは同居者が扶養する者で別居するものに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合</u> 214,000円</p>

エ・オ [略]

(3)・(4) [略]

(5) 住宅の明渡しを行った者と同居していた者のうち当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をした時成年であった者（婚姻により成年に達したものとみなされていた者を含む。）に限る。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日から2年を経過していること。

(6)・(7) [略]

エ・オ [略]

(3)・(4) [略]

(5) 住宅の明渡しを行った者と同居していた者のうち当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をした時成年であった者に限る。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日から2年を経過していること。

(6)・(7) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県営住宅等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる入居許可の申請に係る入居の許可について適用する。
- 3 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定により成年に達したものとみなされた者及び同法附則第3条第3項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされる者に係る改正後の条例第5条第5号の規定の適用については、なお従前の例による。